○農林水産省告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字西俣名二三八一の一、字東赤谷名一〇二六、一〇二八、一〇三二の二、一〇三三の一、一三四から一四〇まで、一四一の一、一四一の三、一一四一の五、一一五二、一一五三の一、一一五三の二、一二八九の一、一二八九の二、一二九〇の一、一二九〇の二、一四五五の一、一四五六、一四六四の一、一四六四の二、一四九九、一五〇七、一五一〇、一五一八、一五一九の一、二一五一九の三、一五二〇の一から一五二〇の五まで、一五二一の一から一五二一の三まで、一五七四の一から一五七四の四まで、一五七五の一、一五七六の一、一五七八の九から一五七八の一一まで、一五七八の一九、一五七九の一、一六〇三、一六〇四、一六〇六の一、一六〇六の三から一六〇六の一〇まで、一六〇七の一、一六〇七の三、一六〇七の四、一六〇八の一から一六〇八の六まで、一六一五の一、二六一六、一六一八、一六一九、一六四二の一、一六四四の一、一六七七の一、字東俣名一六七の二、一七二の一、一七二の二、一七三、一九六の一、二〇〇の一、二〇一、二〇三、二〇三の二、二〇四の一から二〇四の三まで、二〇五の一、二〇五の二、二〇六、二〇六の二、一一二八の一から一一二八の四まで、一一三七の一、一四九〇の一、一四九四の一、一四九四の二、一四九五の一、一四九六、一四九九、一五〇二の一、一五〇二の二、一五〇五の一、一五〇六から一五〇九まで、一五一〇の一、一五一〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町大字脇町字佐尾原一三一七の一、一三一七の五、一三一八の二、一三九六の一から一三九六の六まで、一四五〇の一から一四五〇の三まで、字曽江名一〇五七の一から一〇五七の六まで、一〇五九の一、一一一八、一一九〇の一、一一九〇の二、一一九一の一、一一九四の一、一二五〇、一二五一、一二五三の一、一二五三の二、一二五四の一から一二五四の四まで、一二五五の一、一二五五の三、一二五六の一、一二五七、一二八九、一二九一、一二九二、一二九六の一、一二九六の二、一二九七の一、一二九七の二、一二九八の一、一三〇二の二、一三〇三の二、字東赤谷名一七六七、一七六八、一八一三から一八一五まで、一八一六の一、一八一六の二、一八一七の一、一八一七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡早川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

早川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成三年十月十六日農林水産省告示第千二百六十三号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士川町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）